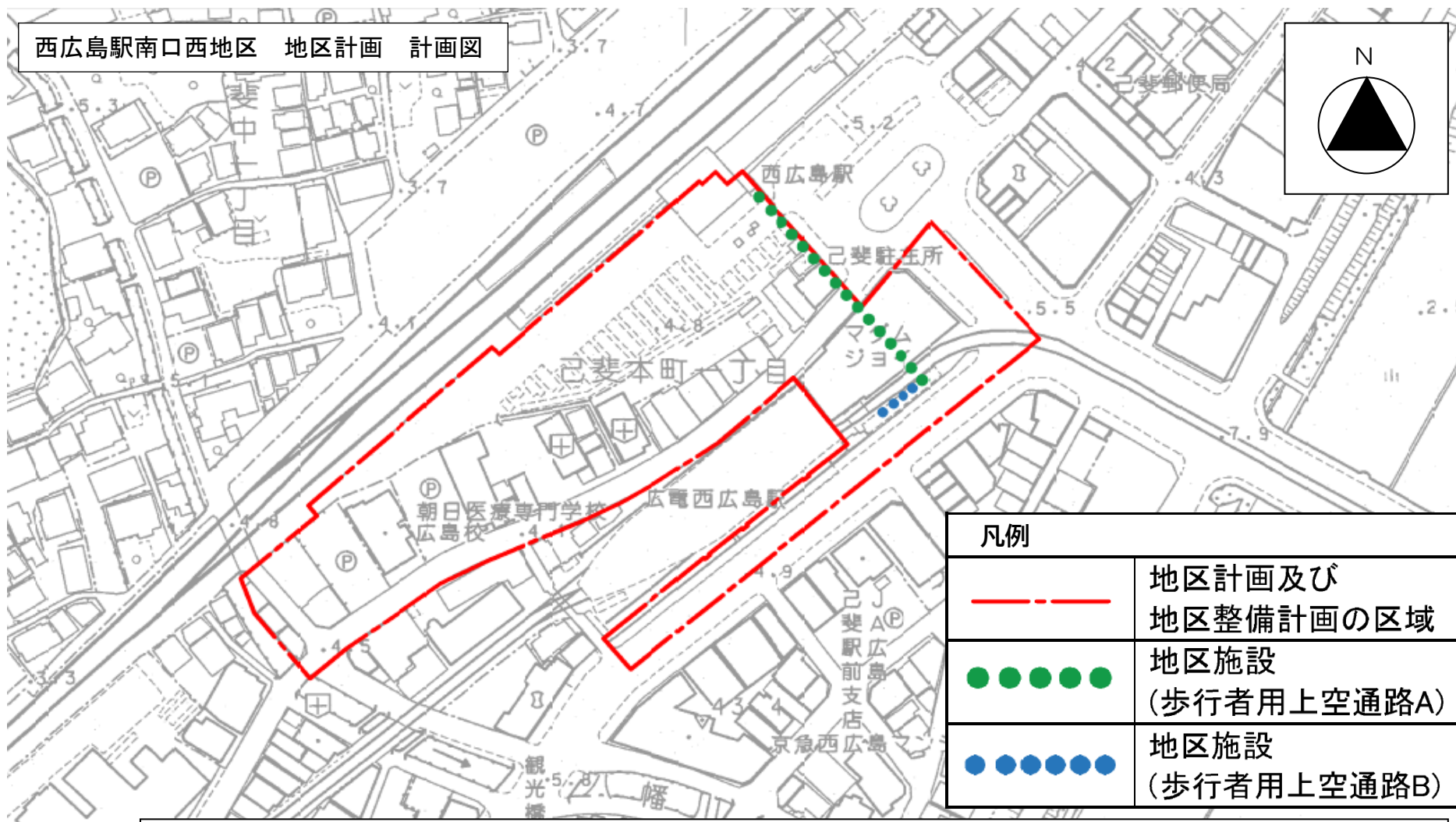


7 3. 西広島駅南口西地区 地区計画

決 定 令和6年 9月26日 広島市告示第454号

名 称		西広島駅南口西地区 地区計画
位 置		広島市西区己斐本町一丁目の一部
面 積		約1.6ha
地区計画の目標		本地区は、鉄道、路面電車及びバスの乗換え地点として、広島西部と都心部を繋ぐ交通結節点としての機能を有しており、また、アストラムライン延伸時には、西風新都と都心を繋ぐ交通結節機能の更なる集積が見込まれている。 本地区では、市街地再開発事業により良好な商業施設や共同住宅、広場等の公共空間及び道路等の都市基盤が整備されるため、本地区に地区計画を策定することにより、快適な歩行者空間を形成するとともに、駅前に適切な土地利用を誘導し、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしい都市空間の形成を図ろうとするものである。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	交通ターミナル機能を持つ本地区の利便性を生かし、商業や住宅、公共公益施設等の様々な都市機能が複合的に集積した、健全で多機能な都市空間を創出する土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	各交通機関の乗換え時における利便性と安全性を向上させ、交通結節機能の更なる強化を図るとともに、快適でゆとりのある歩行者空間を形成するために歩行者用上空通路を整備する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、交通結節機能の強化、駅周辺にふさわしい都市空間の形成を図るために「建築物の用途の制限」を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	歩行者用上空通路を計画図表示のとおり配置する。 歩行者用上空通路A：幅員約2.5m、延長約90m 歩行者用上空通路B：幅員約1.5m、延長約15m
	建築物に関する事項	建築物の用途の制限 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物 3 ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に定める建築物

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」



※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。

詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。